

## ○府中市特別支援教育協議会規則

平成27年3月19日

教育委員会規則第5号

改正 令和3年3月29日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市特別支援教育協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 特別支援学級を設置している府中市立小学校及び府中市立中学校の校長 14人以内
- (2) 特別支援学級を設置していない府中市立小学校の校長 1人
- (3) 特別支援学級を設置していない府中市立中学校の校長 1人
- (4) 学識経験を有する者 1人
- (5) 東京都立特別支援学校の校長 1人
- (6) 府中市立小学校の児童又は府中市立中学校の生徒の保護者 1人

(令3教委規則2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第3条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会の部会(以下この条において「部会」という。)に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(令3教委規則2・追加)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(令3教委規則2・旧第6条繰下)

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月29日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。